

| | |
|-------------------|---------------------------|
| 氏名 (法人にあっては名称) | 伊藤忠エネクスホームライフ西日本株式会社 |
| 住所 | 広島県広島市中区橋本町10-10 広島インテス7F |

| | | | |
|---|---|---------------------------------|---------------------------------|
| 自社等発電所(*1)の有無 | 無 | | |
| 電気事業の概要 | <p>■小売電気事業者 2016年8月より低圧電力の販売を実施。 メインは家庭用への電力小売を行っております。</p> <p>■電力調達先 伊藤忠エネクス株式会社</p> | | |
| 電気の供給における温室効果ガスの排出状況 | 年度 | 基礎二酸化炭素排出量 | 把握率 |
| | 前年度実績(2021年度) | 791 (千t-CO ₂) | 100.00 (%) |
| 電気の供給における温室効果ガスの排出量の抑制に関する措置の実施状況 | 年度 | 基礎排出係数(*2) | 調整後排出係数(*3) |
| | 前年度目標(2021年度) | 極力低減 (kg-CO ₂ /kWh) | 極力低減 (kg-CO ₂ /kWh) |
| | 前年度実績(2021年度) | 0.469 (kg-CO ₂ /kWh) | 0.413 (kg-CO ₂ /kWh) |
| | (措置の実施状況) | | |
| <p>温暖化対策に係る推進体制 ISO14000認証を基本骨格とした環境管理体制を組織し、全社で推進しております。</p> | | | |

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。
 *2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量(基礎二酸化炭素排出量)を市内への電気の供給量(電気供給量)で除したものをいう。
 *3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したのから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

| | | | |
|--|---|------------------|------------------|
| 電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置の実施状況 | 自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況 | | |
| | 年 度 | 再生可能エネルギー発電量(*4) | 再生可能エネルギー導入率(*5) |
| | 前年度目標 (2021年度) | 0 (千kWh) | 0.00 (%) |
| | 前年度実績 (2021年度) | 0 (千kWh) | 0.00 (%) |
| | (措置の実施状況) 自社等発電所は所有していません。 | | |
| 電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置の実施状況 | 調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置の実施状況 | | |
| | 年 度 | 環境価値の確保量(*6) | 環境価値の確保率(*7) |
| | 前年度目標 (2021年度) | 0 (千kWh) | 0.00 (%) |
| | 前年度実績 (2021年度) | 0 (千kWh) | 0.00 (%) |
| | (措置の実施状況) 電力調達先である伊藤忠エネクス㈱と連携し、再生可能エネルギーの発電による電力調達に対する取組を推進していきます。 | | |
| 電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況 | 電力調達先である伊藤忠エネクス㈱と連携し、今後は廃棄物発電による電力購入の取組を推進していきます。 | | |
| 火力発電所における熱効率の向上を図るための措置の実施状況 | 自社等発電所は所有していません。 | | |
| 本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組の実施状況 | 需要家が自らの使用電力をWeb上で確認できるシステム「eコトでんき！Webサービス」を提供（任意サービス）し、紙媒体削減に取り組んでいます。 | | |
| その他の地球温暖化の防止に貢献する取組の実施状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境ISO14001認証取得しており、環境改善活動に取り組んでいます。 ・太陽光発電システム、高効率給湯器「エコジョーズ」等の創エネ、省エネ機器販売を推進しています。 | | |

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量、他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量及び購入した環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。